

一般社団法人福島県危険物安全協会連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福島県危険物安全協会連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消防法に基づく危険物の貯蔵取扱い、施設の保守管理に必要な知識及び技能の普及に努めるとともに危険物に起因する災害を防止し、もって本事業の健全なる発展と社会公共の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 危険物に関する安全思想の普及
- (2) 危険物に関する講演会及び研修会の開催
- (3) 危険物の災害防止に関する調査及び研究
- (4) 危険物取扱者保安講習に関する事業の受託
- (5) 地下タンク等定期点検事業者認定等の業務の受託
- (6) 危険物の保安功労者、優良事業所等の表彰
- (7) 機関紙の発行及び危険物に関する広報活動
- (8) その他公益目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 危険物施設を有する事業所等をもって消防本部の所管ごとに組織された危険物安全協会(趣旨が同一で名称が異なる団体を含む。)
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者等で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経済的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員総数の3分の2以上の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に通知しなければならない。
(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 不可欠特定財産の処分の承認
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、毎年1回5月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会議を招集するには、正会員又は理事に対し、開催の14日前までに、文書をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において出席正会員のうちから選任する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定数の変更

- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該書面表決及び表決の委任者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名が記名押印する。

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事(会長、副会長を含む)
12名以上17名以内
- (4) 監事 2名以内

2 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 補欠により選任された監事の任期については、前任者の残任期間とする。

5 理事又は監事は、退任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の事業執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事はこれに記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、各事業年度終了後、会長が次の書類

を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、総会に提出し第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類について承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を備え置くものとする。
- ・ 監査報告

第8章 顧問及び参与

（顧問及び参与）

第36条 この法人に顧問5名以内及び参与12名以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 参与は、この法人の業務の執行に関し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

（顧問及び参与の報酬）

第37条 顧問及び参与は無報酬とする。

第9章 事務局

（事務局）

第38条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て定める。

第10章 定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（解散等に伴う贈与）

第41条 この法人が解散した場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く。）には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する財産を、当該解散の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第42条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。電子公告が出来ない事故や事由が生じた場合には、福島県内において発行される福島民報新聞・福島民友新聞に掲載する方法により行う。

第12章 補則

(細則)

第44条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は西形健吉とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときに第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。